申 請 者 控

許可申 道路占用 協

新 | 更 変 美建水指令 第 規 新更 年 月

埼玉県児玉郡美里町長 樣 年 月 日

号

日

	T			
住所				

氏名_____ 担当者......

T E L _____

道路法 第32条 第35条 の規定により 協 議 します。

								70007	`		ואנאן		日北								
占	用	の	目	的																	
					路	線名	町	道			두	号 線	Į	車道	・歩	道	. 4	そ の	1	也	
占	占 用	埧	易	所	場 所	美里	里町	大字					-				地	先	か	6	
					所	美里	里町	大字									地	先	ま	で	
	占用					名		称		規	₹		模			数		量			
占		牧	勿	件																	
										ı											
L	占用の	Φ	₩0	間		年	月	日から	間	占	用	物	件								
		()	期			年	月	日まで	旧	の	楫	睛	造								
	工事の		期	間		年	月	日から		I	事	実	施								
エ		の				年	月	日まで	間	の	Ť	7	法								
道		路		Φ			,,	- 100					-/4	案内図(1	/50 000)	亚	面図(1/	/500)			_
坦		凹	の							添	付	書	類	縦断図(約			画色(17 1,000)	000)			
復	旧	ブ	5	法							. •			構新図(1			· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	雪)	70	の他	

記入要領

- 「許可申請 「第32条 「許可を申請 及び については、該当するものを で囲むこと。 1 第35条」 議」
- 新 更 変 については、該当するものを で囲み、更新·変更の場合には、従前の許可書又は回答書の 2
- 番号及び年月日を記載すること。 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。 申請者は、本申請書の正本の押印欄へ押印すること。 3
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きす 5 ること。
- 6
- 占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。 占用場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載 7 すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを で囲むこと。 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
- 8
- 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載 9 すること。
- 「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールト等 10 の別を記載すること。
- 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載す 11 ること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した 12 場合に、その書類名を記載すること。
- 各記入項目のうち、該当欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書に添付すること。 13 更新許可申請の場合は、添付書類のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。

交付									道	道路占 用	許回		可答	- 7	書			美選	建水指令) 第 年	F	1	号日	
用										住戶	〒 祈													
										氏行										••••				
								年	Ē		_ 日付けで	申請	のあ	ったi	道路。	与用につ	いて	は、						
		ナ / / : 許可 下記のとおり 回答																						
								<u>[</u>	山谷		÷¬			美里	即長	Ę				印				
	占	用	<u></u>	日	的						記													
	Н	/13	-	Н_	нЈ	路線名町道						号線 車道							 · 歩 道 · そ の 他					
	占用場所		所	所	場		里田	Ţ	大字											也先か				
			所																	ţ.	地先まで			
	F	L [] 4/m /4		/"_	ш	/ц.		名			称		規	₹		模				数		量		
	占 用物 件		件																					
	-	用	Φ.	#0	88		年	<u>.</u>	月	日から	間	占	用	物	件									
		Ж	()	ឤ	ᄜ		年	<u> </u>	月	日まで	[B]	の	Ħ	冓	造									
	т	車	Φ	邯	月間		年	<u> </u>	月	日から	間	エ	事	実	施									
		7	0)	扒刀	IEI		年	<u> </u>	月	日まで	18)	တ	7	ל	法									
	道		路		の							占	E	用		初年.			円 円	減額 免隊		無米	4	
	復	旧	:	方	法							Ι	,	1,	料	(納入期限		途発行す				する期限	艮	
		許	可	回	答务	件																	ļ	
	1 道路の掘削を伴う道路占用にあっては、別に「道路占用工事標準条件書」を遵守すること。 2 工事に着手しようとするとき及び工事が完了しは、直ちに別添の届出書を美里町長(以下「町いう。)へ提出すること。なお、完了届にあっては前・施行中・施行後の写真を添付すること。 3 工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は燈又は黄色燈を設置すること。また交通の危険のため道路標識その他工事標準施設を完備す4 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、者の責任において解決すること。 5 工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷きは、占用者の負担で原形に復旧すること。6 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行いの構造及び交通に支障を与えないこと。									7 したとき 打長、施 ・ も ・ は、赤防る占 ・ も したと。 も した と も した。 も した。 も た り も した。 も り も した。 も り も した。 も した。 も り も した。 も り も した。 も り も り も り と り も り も り も り も り も り も り	보다.	8	の用。よ道、出受防者道が路道がようの用。	まる まる まる まる まる まる まる まる まる まる	間は、) Ī	は改多 務を 満期 請しよ	築履後清満さま の行引引講さ及 である。	令を受けること き続き きの1だ なときし	をけたと 。道路が月ある 出する町い	ときは を占用 まで! こと。 長へ!	、			

1 この道路占用許可に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美里町長に対して審査請求をすることができます(この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

道路占用 許 可 申 請 書 新 更 変 美建水指令第 号 正 規 新 更 月 日 埼玉県児玉郡美里町長 樣 月 日 本 氏名 担当者______ T E L 第32条 道路法 第35条 の規定により 協 議 します。 占用の目的 路線名 号 線 町 道 車道・歩道・その他 占 用 場 所 美 里 町 大字 地先から 場 美 里 町 大字 地先まで 名 称 規 模 量 数 占 用 物 件 占 用 物 件 年 月 日から 間 占用の期間 年 月 日まで 年 月 日から I 事実 施 工事の期間 間 月 年 日まで の 方 法 案内図(1/50,000) 平面図(1/500) 道 路 **0** 添付書類 縦断図(縦1/100 横1/1,000) 復旧方法 構造図(適宜) 横断図(1/100) その他 道路占用許可審查書兼伺書 町 長副町長参 事課 長副課長係 長主 査主 任担当 議 条件付許可 不許可 返 (占用料) 初年度 決 定 戻 円 事務審査 年 額 円 算 定, 技術審査 ·減額 ·免除 ·無料 年 月 (取扱) 秘 至急 その他 起 案 日 決 裁 年 月 日 年 文書保存